

令和5年度 安全報告書

1 輸送の安全に関する基本的な方針

(1)如何なる時もお客様の安全確保が全てに優先する

(2)如何なる時もスペシャリストとしての自覚を持つ

お客様の安全安心を第一と考え、各部署がプロフェッショナルとしての判断で
臨機応変の対応を求めます
其の判断が、たとえ会社の利益を阻害しようと安全の確保を最優先することを
英断してください

(3)関係法令の遵守

(4)現在の人身事故「ゼロ」の継続

代表取締役 古市 啓悟

2 令和5年度 輸送の安全に関する目標および達成目標

	安全目標	達成状況
1	重大事故ゼロの達成	0件【達成】
2	人身事故ゼロの達成	0件【達成】

3 事故に関する統計

1	人身事故の発生(有責)	0件
2	重大事故(報告事故)の発生	0件
3	車内事故の発生	0件

4 令和5年度 輸送の安全のために講じた措置

下記のとおり輸送の安全に関する重点施策を設定し取り組みました

- 業務管理者の資質向上を図るため研修等への積極的な参加
- 安全性の向上を図るための設備や装備の充実
- 社内の安全対策の意思統一を図るための定期的な会議の開催
- 乗務員教育、緊急事態を想定した訓練等の実施
- 現場の意見を聞くための意見交換会の開催

5 令和5年度 輸送の安全に関する教育および研修の実施

(1)乗務員教育(指導及び監督指針に基づく教育)

指導及び監督指針に基づく教育(14項目)、特別教育(高齢運転者教育)を実施

(2)乗務員研修等

①冬季シーズンが始まる前の雪道教習・タイヤチェーン教習



②ドライブレコーダー映像を使用の研修会、ヒヤリ・ハット事例発表検討会の実施



③労基法(改善基準告示)に関する教育



(3)業務管理者教育

①運行管理者の一般講習、整備管理者講習の受講

②バスの安全マネージメントセミナーを受講

受講済証

受講済証

ガイドラインセミナー

対象モード自駆車

会社名：独立行政法人自動車整備検査機構
内在地：東京都新宿区西新宿2丁目10番地
日 期：2023年1月10日
主催者名：独立行政法人自動車整備検査機構
開催場所：和歌山支所会議室（フリードーム）

独立行政法人自動車整備検査機構
和歌山支所会議室

運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会員

受講済証

リスク感受性向上セミナー

対象モード自駆車

会社名：独立行政法人自動車整備検査機構
内在地：東京都新宿区西新宿2丁目10番地
日 期：2023年1月10日
主催者名：独立行政法人自動車整備検査機構
開催場所：和歌山支所会議室（フリードーム）

独立行政法人自動車整備検査機構
和歌山支所会議室

運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会員

受講済証

内閣官房セミナー（平日コース）

対象モード自駆車

会社名：独立行政法人自動車整備検査機構
内在地：東京都新宿区西新宿2丁目10番地
日 期：2023年1月10日
主催者名：独立行政法人自動車整備検査機構
開催場所：和歌山支所会議室（フリードーム）

独立行政法人自動車整備検査機構
和歌山支所会議室

運輸安全マネジメント普及・啓発推進協議会員

6 令和5年度 内部監査の結果ならびに講じた措置

令和5年度は「安全最優先」を最優先とする基本方針に基づいて、安全管理体制の確認や運輸安全マネージメントの実施状況等の内部監査を委託した社員等において貸切バス事業者安全性評価認定制度の審査項目等に準じて行いました。改善事項等は社長へ報告し、これまで以上の安全管理体制の構築へつなげる事としました。

なお、内部監査において指摘された内容で法令や社内規定等への不適合な内容はありませんでした。

7 令和6年度 輸送の安全に関する目標および重点施策

令和6年度は、昨年に引き続き

重大事故・人身事故 0件

を年間の安全目標として掲げます

①安全管理体制の確立を図るための取り組み

- ・業務管理者の資質向上を図るための研修等への積極的な参加
- ・安全性の向上を図るための設備や装備の充実
- ・令和6年度の貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定取得
- ・社内の安全対策の意見統一を図るための定期的な会議の開催

②乗務員の資質向上・法令遵守を図るための取り組み

- ・乗務員への中身のある安全教育・訓練の確実な実施と徹底
- ・模範となる優良運転者の評価(表彰等の実施)
- ・雪山を想定した訓練の実施

③社内コミュニケーションアップのための取り組み

- ・

8 安全管理規程・輸送の安全に係る情報の伝達体制その他組織体制

平成25年12月26日

近畿運輸局長 塚
(国土交通大臣 太田 昭宏 様)

住 所 和歌山県和歌山市吹上1-46-3番地1
氏名又は名称 野 狂 風 光 株 式 会 社
代表者名 代表取締役 古 市 雄 信

安全管理規程登録届出書

このたび、安全管理規程を設定(変更)したので、道路運送法第22条の第1項及び
旅客自動車運送事業規則第47条の3の規定に基づいて下記のとおり基づけました。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者氏名
野 狂 風 光 株 式 会 社
和歌山県和歌山市吹上1-46-3番地1
代表取締役 古 市 雄 信
- 2 対応予定期
平成25年12月27日

添付資料1 授与した安全管理規程

別紙



- 実施すること。
2 持ち株会社及び傘下のグループ企業が協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

- (輸送の安全に関する目標)
第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

- (輸送の安全に関する計画)
第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
(社長等の責務)
第七条 社員は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2 経営トップは、輸送の安全の確保に関する、各自の責任、基幹の構築等必要な措置を講じる。
3 球賞トップは、輸送の安全の確保に関する、安全統括管理者の見解を尊重する。
4 経営トップは、輸送の安全を確保するための実施及び監督の状況が遅刻かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

- (社内組織)
第八条 次に掲げる者を兼任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業規範を確立する。
1 安全統括管理者
2 運行管理者
3 整備管理者
4 ものの就必要な責任者
5 安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内支店長を統括し、指導監督を行う。
6 文店長は、経営実店長の命を受け、輸送の安全の確保に関し、支店内各課を統括し、指導監督を行う。
7 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が別途別に理由に本社に不適である場合は重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

- (安全統括管理者の選任及び解任)
第九条 既往のうち、旅客自動車運送事業規則第四十七条の五に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者

何林有限公司、安全管理規程

目次
第一章・総則
第二章・輸送の安全を確保するための事業の実施の方針等
第三章・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
第四章・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第一章・総則

(目的)
第一条 この規程(以下「本規程」といふ。)は、道路運送法(以下「法」といふ。)第22条の二の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程は、当社の貨物バス事業に係る業務活動に適用する。

第二章・輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)
第三条 事業者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを強く認識し、社内において輸送の安全の確保に関する具体的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要なという意識を灌漑せざる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan-Do-Check-Act)を徹底し、安全対策を不斷に見直すとともに、全社員が一丸となって意識を維持することにより、危機警戒の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報についても、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第四条 輸送の安全に関する重点施策
1 事業者自身の輸送の安全に最も重要であるといいう意識を徹底し、関係法令及び安全管理制度に求められた事項を遵守すること。
2 輸送の安全に就する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
3 輸送の安全に就する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
4 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
五 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを定期的に

を解任する。

一 國土交通大臣の居住命令がされたとき。
二 会員の登録その他のやむを得ない事由により業務を引き継ぎを行うことが困難になったとき。
三 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する指摘を受ける等により、安全管理担当者がその職務を引き継ぎを行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全管理担当者の資格)

第十一条 安全統括管理者は、次に掲げる資格を有する。
一 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるといいう意識を徹底すること。
二 輸送の安全の確保に關し、その実施及び管理の体制を確立、運営すること。
三 輸送の安全に就する方針、重宝政策、目標及び計画を実現に実施すること。
四 輸送の安全に関する相互通絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
五 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要な度合にて、隨時、内閣監査を行い、結果トップに報告すること。
六 経営トップ等に對し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な指摘を行うこと。
七 運行管理者が適正に行われるよう、運行管理者を統括監視すること。
八 安全統括管理者が適正に行われるよう、安全統括管理者を統括監視すること。
九 輸送の安全を確保するため、社員に対し必要な教育や研修を行うこと。
十 その他の輸送の安全の確保に関する実務経験を行うこと。

第四章・輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法
(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十二条 輸送の安全に就する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十三条 経営トップと運送管理者と運行管理者との双方の意見疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、署名したり、隠蔽したりせず、直ちに開示者に伝え、過失な立場を譲る。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第十四条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるとところによる。

2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部局等に速やかに伝達されるよう努める。
3. 安全統括管理者は、社内において輸送体制の見直しとともに、第一項の報告体制が十分に復旧し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な措置を実行する。
4. 有期乗車旅客規約（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告期限の拡張に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）
第十条 第五条の輸送の安全に關する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に關する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

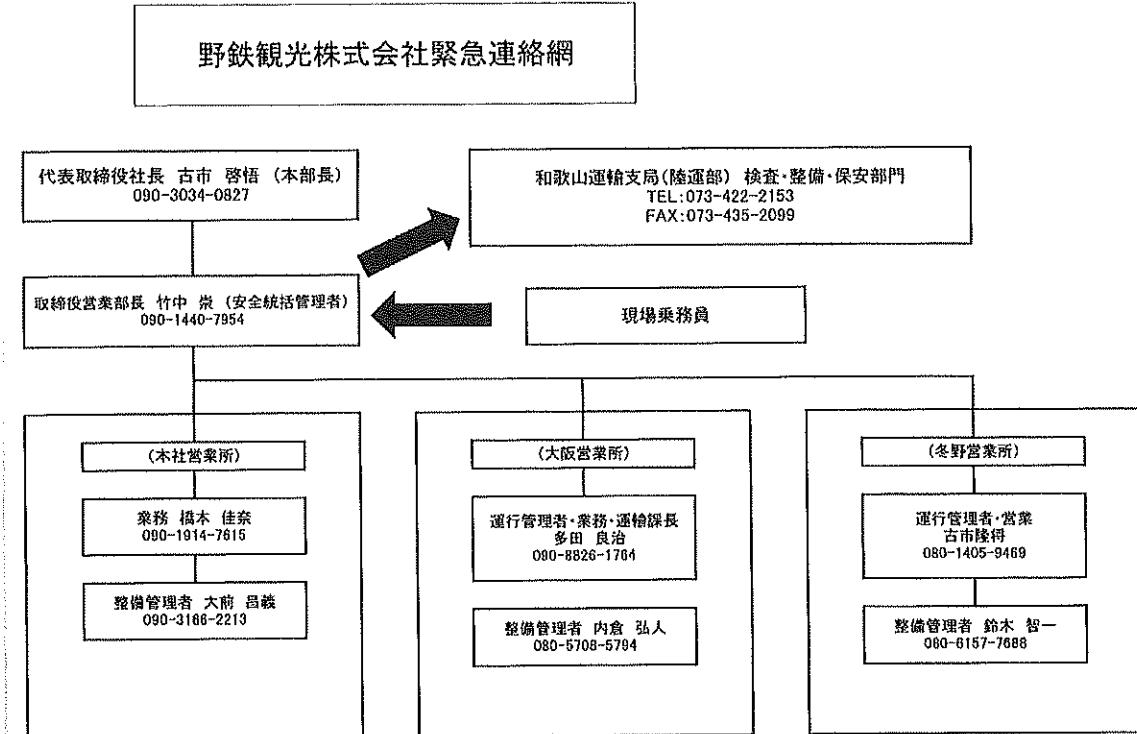
- （輸送の安全に関する内部監査）
第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を直接するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に關する内部監査を実施する。
また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同様の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他のに必要と認められる場合は、緊急に輸送の安全に關する内部監査を実施する。
2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、営業トップに報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

- （輸送の安全に関する緊急の措置）
第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に關する初回以降の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合は速やかに輸送の安全の確保のために必要な措置を講じる場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に關する方策を検討し、走行規律又は予防措置を講じる。
2. 素質的な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

- （情報の公開）
第十七条 輸送の安全に關する基本的な方針、輸送の安全に關する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事例に關する後述、安全管理制度、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に關する情報の伝達体制及びその他の相談体制、輸送の安全に關する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に關する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の終過年度以内に外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行方不明後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合は、速やかに外部に対し公表する。

- （輸送の安全に關する会員の管理等）
第十八条 本規程は、会員の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。
2. 輸送の安全に關する事務運営上の方針の作成に当たっての会員の権利権、輸送体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の報告、内部監査の結果、運営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを適切に保存する。
3. 前項に掲げる権限その他の輸送の安全に關する情報を關する登録及び保存の方法は別に定める。



9 安全統括管理者

営業部長 竹中 崇